

特勤手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

岩手県人事委員会

委員長 渡辺正和

岩手県人事委員会規則第15号

特勤手当等に関する規則の一部を改正する規則

特勤手当等に関する規則（昭和46年岩手県人事委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後																																																																							
<p>(<u>特勤公署等の見直し</u>)</p> <p>第9条 <u>特勤公署及び準特勤公署並びに級別区分については、</u> <u>5年ごとに見直すのを例とする。</u></p> <p>(補則)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>別表第1 (第2条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>公署</th> <th>所在地</th> <th>級別区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>岩手県農業研究センター 畜産研究所外山畜産研究室</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>岩手県農業研究センター 畜産研究所種山畜産研究室</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>岩泉警察署小川駐在所</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>岩泉警察署大川駐在所</td> <td>下閉伊郡岩泉町大川</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考1 この表の所在地欄における所在地の表示は、平成28年4月1日における区域を示し、その後における当該区域に係る表示の変更によって影響されるものではない。</p> <p>2 [略]</p> <p>別表第2 (第2条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>公署</th> <th>所在地</th> <th>級別区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>岩手警察署安代駐在所</td> <td>八幡平市清水</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>岩手県立葛巻高等学校</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>北上警察署沢内駐在所</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>宮古警察署川内駐在所</td> <td>宮古市川内</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>岩泉警察署田野畑駐在所</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>			公署	所在地	級別区分	岩手県農業研究センター 畜産研究所外山畜産研究室	[略]	[略]	岩手県農業研究センター 畜産研究所種山畜産研究室	[略]	[略]	岩泉警察署小川駐在所	[略]	[略]	岩泉警察署大川駐在所	下閉伊郡岩泉町大川	[略]	公署	所在地	級別区分	岩手警察署安代駐在所	八幡平市清水	[略]	岩手県立葛巻高等学校	[略]	[略]	北上警察署沢内駐在所	[略]	[略]	宮古警察署川内駐在所	宮古市川内	[略]	岩泉警察署田野畑駐在所	[略]	[略]	<p>(補則)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>別表第1 (第2条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>公署</th> <th>所在地</th> <th>級別区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>岩手県農業研究センター 畜産研究所外山畜産研究室</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>高速道路交通警察隊西根 分駐隊安代分遣班</td> <td>八幡平市小柳田</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>岩手警察署安代駐在所</td> <td>八幡平市清水</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>岩手警察署田山駐在所</td> <td>八幡平市亦戸川原</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>岩手県農業研究センター 畜産研究所種山畜産研究室</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>岩泉警察署小川駐在所</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考1 この表の所在地欄における所在地の表示は、令和8年4月1日における区域を示し、その後における当該区域に係る表示の変更によって影響されるものではない。</p> <p>2 [略]</p> <p>別表第2 (第2条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>公署</th> <th>所在地</th> <th>級別区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>岩手県立葛巻高等学校</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>北上警察署沢内駐在所</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>岩泉警察署田野畑駐在所</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>岩手県立伊保内高等学校</td> <td>九戸郡九戸村大字伊</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>			公署	所在地	級別区分	岩手県農業研究センター 畜産研究所外山畜産研究室	[略]	[略]	高速道路交通警察隊西根 分駐隊安代分遣班	八幡平市小柳田	[略]	岩手警察署安代駐在所	八幡平市清水	[略]	岩手警察署田山駐在所	八幡平市亦戸川原	[略]	岩手県農業研究センター 畜産研究所種山畜産研究室	[略]	[略]	岩泉警察署小川駐在所	[略]	[略]	公署	所在地	級別区分	岩手県立葛巻高等学校	[略]	[略]	北上警察署沢内駐在所	[略]	[略]	岩泉警察署田野畑駐在所	[略]	[略]	岩手県立伊保内高等学校	九戸郡九戸村大字伊	[略]
公署	所在地	級別区分																																																																								
岩手県農業研究センター 畜産研究所外山畜産研究室	[略]	[略]																																																																								
岩手県農業研究センター 畜産研究所種山畜産研究室	[略]	[略]																																																																								
岩泉警察署小川駐在所	[略]	[略]																																																																								
岩泉警察署大川駐在所	下閉伊郡岩泉町大川	[略]																																																																								
公署	所在地	級別区分																																																																								
岩手警察署安代駐在所	八幡平市清水	[略]																																																																								
岩手県立葛巻高等学校	[略]	[略]																																																																								
北上警察署沢内駐在所	[略]	[略]																																																																								
宮古警察署川内駐在所	宮古市川内	[略]																																																																								
岩泉警察署田野畑駐在所	[略]	[略]																																																																								
公署	所在地	級別区分																																																																								
岩手県農業研究センター 畜産研究所外山畜産研究室	[略]	[略]																																																																								
高速道路交通警察隊西根 分駐隊安代分遣班	八幡平市小柳田	[略]																																																																								
岩手警察署安代駐在所	八幡平市清水	[略]																																																																								
岩手警察署田山駐在所	八幡平市亦戸川原	[略]																																																																								
岩手県農業研究センター 畜産研究所種山畜産研究室	[略]	[略]																																																																								
岩泉警察署小川駐在所	[略]	[略]																																																																								
公署	所在地	級別区分																																																																								
岩手県立葛巻高等学校	[略]	[略]																																																																								
北上警察署沢内駐在所	[略]	[略]																																																																								
岩泉警察署田野畑駐在所	[略]	[略]																																																																								
岩手県立伊保内高等学校	九戸郡九戸村大字伊	[略]																																																																								

--	--	--

備考 この表の所在地欄における所在地の表示は、平成28年4月1日における区域を示し、その後における当該区域に係る表示の変更によって影響されるものではない。

別表第3（第2条関係）

公 署	所在地
岩手県内水面水産技術センター	[略]
高速道路交通警察隊西根分駐隊安代分遣班	八幡平市小柳田
岩手警察署柏台駐在所	[略]
岩手警察署一方井駐在所	岩手郡岩手町大字一方井
[略]	[略]
岩手県立西和賀高等学校	[略]
岩泉警察署安家駐在所	[略]
久慈警察署普代駐在所	下閉伊郡普代村第9地割
二戸警察署小軽米駐在所	九戸郡軽米町大字小軽米
岩手県立盛岡みたけ支援学校奥中山校	二戸郡一戸町奥中山
二戸警察署中山駐在所	二戸郡一戸町中山

備考 この表の所在地欄における所在地の表示は、平成28年4月1日における区域を示し、その後における当該区域に係る表示の変更によって影響されるものではない。

別表第4（第2条関係）

公 署	所在地
県南広域振興局農政部北上農村整備センター（旧豊沢ダム管理所に限る。）	花巻市北豊沢山
[略]	[略]
北上警察署湯田駐在所	[略]
宮古警察署川井駐在所	宮古市川井
岩泉警察署小本駐在所	[略]

二戸警察署九戸駐在所	保内 九戸郡九戸村大字伊
二戸北星支援学校奥中山校	保内 二戸郡一戸町奥中山
二戸警察署中山駐在所	二戸郡一戸町中山

備考 この表の所在地欄における所在地の表示は、令和8年4月1日における区域を示し、その後における当該区域に係る表示の変更によって影響されるものではない。

別表第3（第2条関係）

公 署	所在地
岩手県内水面水産技術センター	[略]
岩手警察署柏台駐在所	[略]
千厩警察署大原駐在所	一関市大東町大原
[略]	[略]
岩手県立西和賀高等学校	[略]
宮古警察署川内駐在所	宮古市川内
岩泉警察署安家駐在所	[略]

備考 この表の所在地欄における所在地の表示は、令和8年4月1日における区域を示し、その後における当該区域に係る表示の変更によって影響されるものではない。

別表第4（第2条関係）

公 署	所在地
県南広域振興局農政部北上農村整備センター（豊沢ダム管理所に限る。）	花巻市豊沢
[略]	[略]
北上警察署湯田駐在所	[略]
岩泉警察署小本駐在所	[略]

久慈警察署山形駐在所	[略]	久慈警察署山形駐在所	[略]
		久慈警察署普代駐在所	下閉伊郡普代村第9地割
		二戸警察署小軽米駐在所	九戸郡軽米町大字小軽米
備考 この表の所在地欄における所在地の表示は、平成28年4月1日における区域を示し、その後における当該区域に係る表示の変更によって影響されるものではない。		備考 この表の所在地欄における所在地の表示は、令和8年4月1日における区域を示し、その後における当該区域に係る表示の変更によって影響されるものではない。	
備考 改正部分は、下線の部分である。			

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
(令和9年3月31日までの間における特地勤務手当に関する経過措置)
- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年岩手県条例第48号。以下「条例」という。）第30条の2第1項に規定する特地公署（以下「特地公署」という。）であった公署（施行日において特地公署であるものを除く。）であって、その所在地が施行日の前日の所在地から変更がないものは、令和9年3月31日までの間、特地公署とする。
- 3 前項に規定する公署に在勤する職員については、特地勤務手当等に関する規則（以下「規則」という。）第3条第1項第6号中「100分の3」とあるのは、「100分の1.5」として、同項の規定を適用する。
(令和9年3月31日までの間における特地勤務手当に準ずる手当に関する経過措置)
- 4 施行日の前日において条例第30条の3第1項に規定する準特地公署（以下「準特地公署」という。）であった公署（施行日において特地公署又は準特地公署であるものを除く。）であって、その所在地が施行日の前日の所在地から変更がないものは、令和9年3月31日までの間、準特地公署とする。
- 5 前項に規定する公署に在勤する職員については、規則第4条第2項中「100分の3」とあるのは「100分の1.5」と、「100分の1」とあるのは「100分の0.5」として、同項の規定を適用する。
- 6 この規則による改正後の規則別表第4に掲げる公署（規則第4条の規定によりその在勤する職員に対して特地勤務手当に準ずる手当が規則第3条の2に規定する冬期及び当該冬期以外の期間に支給されていた公署に限る。）に在勤する職員については、令和8年10月31日までの間、規則第4条第3項及び第5条第5項の規定にかかわらず、規則第4条第2項中「100分の3」とあるのは「100分の1.5」と、「100分の1」とあるのは「100分の0.5」として、同項の規定を適用する。